

議案第四四号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例について
三朝町職員定数条例の一部を別紙のように改正するものとする。

昭和三十一年三月十六日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十一年三月十六日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



第三条中

三朝町取員定数条例の一部を改正する条例
三朝町取員定数条例(昭和二十三年三朝町条例第七号)の一部を次のように改める。

町長補助機関
一、事務吏員
二、技術吏員
三、その他の取員
通じて九九人を

町長補助機関
一、事務吏員
二、技術吏員
三、その他の取員
通じて一〇〇人を

教育委員会
一、教育長
二、社会教育主事
三、書記
四、書記補
五、備員
通じて七人を

教育委員会
一、教育長
二、社会教育主事
三、書記
四、書記補
五、備員
通じて六人を

合計一二人を 合計一四人に改める。

附則

この条例は公布の日より施行し昭和二十八年四月一日から適用する。